

徳島県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社オキノス	徳島市下助任町四丁目三七番地	田村 澄香

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ徳島沖洲店

所在地 徳島市北沖洲一丁目六一番地一及び六六番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 四、四〇〇平方メートル

廃止後 〇平方メートル

4 廃止年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和三年十月五日